

○経済産業省告示第 号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、登録免許税法別表第一
第一百号（四）及び（六）から（八）までに掲げる認定に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の
期限及び書類を次のように定め、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施
行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

- 一 登録免許税の納付期限 認定をした日から一月以内とする。
- 二 領収証書を貼り付ける書類 次の様式によるものとする。

〔様式を挿入〕